

平成19年 No.29

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 4 月 4 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成19年4月5日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年学則第3号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (附属学校) 第11条 本学に次の附属学校を置く。 (1) 附属世田谷小学校 (2) 附属小金井小学校 (3) 附属大泉小学校 (4) 附属竹早小学校 (5) 附属世田谷中学校 (6) 附属小金井中学校 <u>(7) 附属竹早中学校</u> <u>(8) 附属高等学校</u> <u>(9) 附属国際中等教育学校</u> <u>(10) 附属特別支援学校</u> (11) 附属幼稚園 2 附属学校に関する規程は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この学則は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</u> <u>2 附属大泉中学校は、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該校に在学する者が当該校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</u> <u>3 この学則の施行の際現に設置されている改正前の学則第11条第1項第10号に規定する附属養護学校在学する者は、この学則の施行の時に、改正後の学則第11条第1項第10号に規定する附属特別支援学校在学するものとする。</u>	〔省略〕 (附属学校) 第11条 本学に次の附属学校を置く。 (1) 附属世田谷小学校 (2) 附属小金井小学校 (3) 附属大泉小学校 (4) 附属竹早小学校 (5) 附属世田谷中学校 (6) 附属小金井中学校 <u>(7) 附属大泉中学校</u> <u>(8) 附属竹早中学校</u> <u>(9) 附属高等学校</u> (10) <u>附属養護学校</u> (11) 附属幼稚園 2 附属学校に関する規程は、別に定める。 〔省略〕